

植物防疫所 病害虫情報

No. 97

2012・7・15

重要病害虫発生時対応基本指針の制定について

農林水産省消費・安全局植物防疫課 春日井健司

はじめに

チチュウカイミバエや火傷病などこれまで国内に発生が確認されていない新たな病害虫が国内に侵入した場合、又はイモゾウムシやカンキツグリーニング病など沖縄県など国内の一部地域のみ発生している病害虫が他の地域で発生した場合には、それらの病害虫がまん延して、農作物等の有用植物に重大な損害を与えるおそれがある。

このように、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）のうち、国内にまん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある病害虫（以下「重要病害虫」という。）が発生した場合には、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）に基づき、その発生を早期に把握し、的確な防除を迅速に講ずる必要がある。

今般、農林水産省では、国内に重要病害虫が発生した場合に備え、関係機関（国（農林水産省（消費・安全局、地方農政局、植物防疫所）及び内閣府（沖縄総合事務局））並びに都道府県（病害虫防除所等））が実施すべき標準的な手続きと役割分担を明確化し、マニュアルとして活用することを目的として、平成24年5月17日付で、「重要病害虫発生時対応基本指針（農林水産省消費・安全局長通知。以下「基本指針」という。）」を制定した。

基本指針の概要を次に解説する（図）。

I 基本指針の概要 1 趣旨

重要病害虫が発生した際に関係機関が講ずるべき標準的な

準的な手続き及び役割について定める。

2 定義

基本指針における重要病害虫とは、新たに国内に侵入し、又は既に国内に存在している有害動植物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

（1）植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の2（栽培地検査対象病害虫）、別表2（輸入禁止対象病害虫）及び別表7（移動禁止対象病害虫）に掲げる有害動植物

（2）規則別表1の第1の1及び第2の1に掲げる有害動植物（検疫有害動植物（ポジティブリスト））であって、（1）に該当するもの以外のもの

（3）平成23年3月7日農林水産省告示第542号に掲げる有害動植物（暫定の検疫有害動植物）であって、国内に存在していることが確認されていないもの

（4）上記（1）から（3）までに該当するもののほか、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、農林水産省消費・安全局長が指定するもの（現在のところ、指定なし（新属新種などの有害動植物を想定））

3 事前の準備

（1）連絡体制の構築等

農林水産省は、関係機関の連絡体制を構築する。

（2）資材及び要員の確保

植物防疫所及び都道府県は、重要病害虫の発生時に必要な要員をあらかじめリストアップする。

また、植物防疫所は、調査や防除に必要なトラップ、

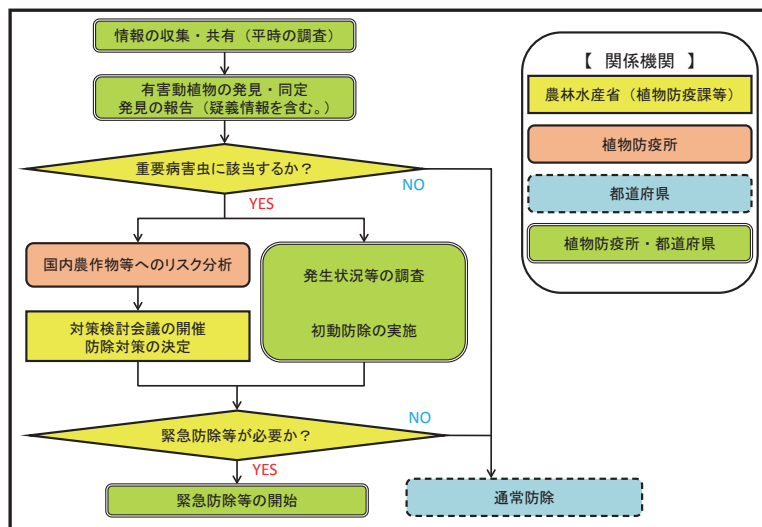


図 重要病害虫発生時対応基本指針に定める関係機関の役割分担（流れ図）

誘引剤等の資材を確保する。

(3) 情報の収集・共有

国及び都道府県は、大学・研究機関等の病害虫の専門家と情報交換し、国内外の有害動植物の発生等の情報を収集し、共有する。

(4) 同定・防除等の技術の向上

国は、同定・防除等の研修等を積極的に開催し、都道府県職員等の技術の向上を促進する。

4 重要病害虫の発見・報告

(1) 侵入警戒調査等の実施

植物防疫所及び都道府県は、侵入警戒調査や発生予察事業等の調査、生産者への防除指導を通じ、重要病害虫と疑われる情報を収集し、共有する。

(2) 発見された有害動植物の同定

植物防疫所及び都道府県は、発見された有害動植物の同定を迅速に実施する。

(3) 発見の報告

植物防疫所及び都道府県は、同定の結果、重要病害虫に該当する又は該当するおそれがあるときには、消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）宛て報告する。

5 初動対応

(1) 発生状況等の調査

植物防疫所は、都道府県の協力により、発見された重要病害虫の発生状況等の調査を実施し、植物防疫課宛て報告する。

(2) 初動防除の実施

植物防疫課は、重要病害虫のまん延を防止するために迅速な対応が必要と判断した場合には、植物防疫所に対し、都道府県と連携し、応急的な措置として、農薬散布や被害植物の除去等の初動防除を実施するよう指示する。

(3) 重要病害虫リスク分析

植物防疫所は、調査で得られた情報を踏まえ、国内の有用な植物に対するリスクの分析又は再分析（以下「重要病害虫リスク分析」という。）を実施し、植物防疫課宛て報告する。

6 防除対策の決定・実施

(1) 対策検討会議の開催

農林水産省は、対策検討会議を開催し、学識経験者や関係機関の担当者等の意見を聴取した上で、防除対策の案を取りまとめる。

(2) 防除対策の決定

農林水産省は、対策検討会議での防除対策の案を踏まえ、緊急防除などの防除措置が必要と判断した場合には、速やかに防除対策を決定する。

(3) 防除の実施

植物防疫課は、植物防疫所に対し、都道府県と連携し、決定した防除対策を速やかに実施するよう指示する。

(4) 防除対策の評価及び防除の見直し

農林水産省は、防除の開始後、必要に応じ、

防除対策の評価及び見直しを行う。

(5) 発生公表及び報告

農林水産省や都道府県は、発生の実態、被害状況・防除対策等の情報を必要に応じて公表する。

7 その他

(1) 関係法令の制定・改正

農林水産省は、必要に応じ、関係法令の制定及び改正を行う。

(2) 予算の確保

農林水産省は、関係機関が利用可能な予算の確保に努める。

(3) 記録

農林水産省は、発生した重要病害虫への一連の対応を記録し、一定期間保存する。

(4) 重要病害虫ごとの防除指針の策定

農林水産省は、特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫の防除指針を策定する。

Ⅱ 重要病害虫ごとの防除指針の策定

基本指針において、特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫の防除指針を策定することを規定した。

現在までにりんごや梨などに甚大な被害を与える火傷病の防除指針は策定済みであることから、今後、国内への侵入・定着するリスクが高い重要病害虫から防除指針を策定することとし、ミカンコミバエ種群、アリモドキゾウムシなどの防除指針を順次策定し、公表していくこととしている。

終わりに

農林水産省では、これまでに国や都道府県が経験した重要病害虫の防除手続きや役割分担を踏まえ、今後国内に重要病害虫が発生した場合、関係機関が連携し、迅速かつ的確な防除ができるマニュアルとして基本指針を制定した。関係機関におかれては、重要病害虫の発生に備え、基本指針を十分活用頂きたい。

また、重要病害虫の防除に当たっては、国や都道府県のみならず、大学・研究機関等の病害虫の専門家の協力が不可欠である。病害虫の専門家の方々におかれては、基本指針の趣旨を御理解の上、未発生の病害虫等の発見に関する情報、同定に関する情報及びリスク分析に必要な科学的知見の提供等について、御協力をお願いしたい。

なお、重要病害虫のリストなど基本指針に関する情報を農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/kokunai/ap/ap.html>）に掲載したので参考にして頂きたい。